

佐賀県規則第 62 号

知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成 16 年佐賀県規則第 49 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（定義） 第 2 条 略 2 前項に定めるもののほか、この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) 略 (3) 電子証明書 次に掲げるものをいう。 ア <u>電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第 3 条第 1 項に規定する電子証明書</u> イ・ウ 略</p>	<p>（定義） 第 2 条 略 2 前項に定めるもののほか、この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) 略 (3) 電子証明書 次に掲げるものをいう。 ア <u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第 3 条第 1 項に規定する署名用電子証明書</u> イ・ウ 略</p>

附 則

この規則は、平成28年 1 月 1 日から施行する。